

神戸市中小企業の脱炭素化による競争力強化助成金交付要綱

令和4年2月24日
経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、省エネルギー化・脱炭素化と生産性向上・競争力強化を一体的に促進する設備投資を行う市内中小企業に対し、予算の範囲内で助成金を交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該助成金の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 主たる事業所 本社、支店、営業所、店舗、工場、研究開発拠点をいう。
- (3) 設備 生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される次のアからエまでの減価償却資産をいう。
 - ア 機械及び装置
 - イ 測定工具及び検査工具
 - ウ 器具及び備品
 - エ 建物付属設備
- (4) 再生可能エネルギー100%電力関連設備 自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備及び蓄電池等をいう。

(対象者)

第3条 本助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 神戸市内に主たる事業所を置く中小企業（以下「市内中小企業」という。）で、第7条に規定する交付申請書の提出を行う日の1年以上前から引き続き事業を営む者
 - (2) 市内中小企業で構成される団体（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に基づく法人等その他法人格を有する団体。以下「団体」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 次のいずれかに該当する中小企業者（みなし大企業）
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有している中小企業
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- (3) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員
- (4) 兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条に規定する暴力団等と密接な関係を有する者
- (5) 神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）に定める市税に滞納又は未申告がある者
- (6) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (7) その他、本市が助成金を交付するにあたり、社会的な信頼性又は公平性を損なうおそれがあると市長が認める者

（対象事業）

第4条 本助成金の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）の区分は、次の各号に定めるものとする。

- (1) CO₂排出量が従前より15%以上削減される設備の導入型
従来の設備と比較して、同一の効果又は成果を得るうえで、排出されるCO₂の量を15%以上削減することが見込まれる生産、販売活動の用に直接供される設備（別表第1に定める設備）の導入を対象とする。なお、本助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）がエネルギー効率効果や排出されるCO₂の削減量を確認する場合は、対象となる新旧の設備についてのメーカーカタログ値や実測値等、適切と判断できる値を用いて年間のCO₂排出削減量を算定するものとする。
- (2) 再生可能エネルギー100%電力関連設備の導入型
市内中小企業等が自社で使用する電力を100%再生可能エネルギーの電力に切替えていく上で必要となる設備（別表第2に定める設備）の導入を対象とする。ただし、自社以外での利用を可能とする電力系統へ接続される設備は対象外とする。
- 2 前項の設備は、いずれも神戸市内の主たる事業所に導入されるものであること。
- 3 次のいずれにも該当しない事業・設備であること。
 - (1) 同一又は一連の設備について他の公的助成制度等を利用する事業
 - (2) 中古品やリース機器を導入する事業
 - (3) 自走可能な設備
 - (4) 第三者にリースやレンタルすることを目的に導入する設備
 - (5) 設備を導入する事業所外で使用する設備
 - (6) 居住の用途（共用部など補助対象となる区分が明確にできない場合を含む）に該当する部分に設備を導入する事業
 - (7) その他市長が特に該当しないと認める事業・設備等

（対象経費）

第5条 前条各号の事業において助成の対象となる経費は、公租公課、賃借料（リース取引等を含

む。)、既存設備等の撤去費及び消費税を除き、次の各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1項各号の事業にかかる設備の取得及び設置に要する経費
- (2) その他市長が特に必要と認める経費

(助成金の額等)

第6条 市長は、助成対象者に対し、次の各号に定める金額を助成することができる。

- (1) 市内事業者に発注する場合は、第4条第1項各号の事業にかかる助成対象経費（2,500,000円以上のものを対象とする）の10分の4以内。
- (2) 市外事業者に発注する場合は、第4条第1項各号の事業にかかる助成対象経費（3,500,000円以上のものを対象とする）の10分の3以内。
- 2 第4条第1項第1号の事業区分について、前項各号により算定した金額が25,000,000円を超える場合は、25,000,000円を限度とする。
- 3 第4条第1項第2号の事業区分について、第1項各号により算定した金額が10,000,000円を超える場合は、10,000,000円を限度とする。
- 4 前3項の規定により得た金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 5 市長は、前4項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本助成金の予算を超過する場合は、前4項の規定にかかわらず助成金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(交付申請)

第7条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき助成金の交付を申請するときは、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業概要書（様式第2号）
- (3) 助成対象経費明細書（様式第3号）
- (4) 会社概要書（様式第4号）又は団体の概要が分かる資料
- (5) エネルギー効率効果確認書（様式第5号）
- (6) 神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書（様式第6号、ただし団体が申請する場合を除く。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 同一の申請者は、同一年度内に、第4条第1項各号に定める区分で各1回ずつ交付申請することができる。
- 3 本助成金においては、第1項の規定にかかわらず、申請者は、電磁的記録により申請書類の提出を行うことができるものとする。第10条第1項に規定する事業の変更・中止の届出、第12条第1項に規定する事業完了報告、第14条第1項に規定する請求、第17条第1項に規定する成果報告、同第2項に規定する事業継続状況報告及び第18条第2項に規定する財産処分等の承認の申請についても同様とする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、助成金交付のための資格要件、助成対象事業及び経費、助成金の上限額、事業所の現況等に関して審査を行い、適当と認めるときは、補助金規則第6条に基づき助成金の交付決定を行い、交付決定通知書（様式第7号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

2 前項の審査の結果、不相当と認めるときは、補助金規則第6条第3項に基づき、助成金を交付しない旨の決定を不交付決定通知書（様式第8号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

3 前2項に規定する申請者への通知については、電磁的記録により行うことができるものとする。第11条及び第13条第2項に規定する交付決定の取り消し通知、第13条第1項に規定する助成金の確定通知、第18条第2項に規定する財産処分等承認・不承認通知についても同様とする。

(事業の実施)

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、第4条第1項各号の事業の実施に当たっては、交付決定日以降にその契約の締結及び着工を開始し、さらに、交付決定日（次条第1項の規定に基づいて事業の変更を行う場合は、変更前の交付決定日）の属する市の会計年度の2月末日までに完了しなければならない。

2 市長は、助成対象事業の開始及び完了の確認のため、取得した設備の現地確認を行うとともに、助成事業者に対し適宜、助成対象事業の進捗等に関する報告又は必要な書類の提出を求めることができる。

(事業の変更・中止)

第10条 助成事業者は、助成対象事業を変更しようとするとき（原則として、変更による助成対象経費の増減額が変更前の金額の20%を超えない場合を除く。）は、事業変更（中止）届出書（様式第9号）を作成し、変更後の交付申請書類一式を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業変更（中止）届出書の提出があったときは、変更後の申請内容に基づき審査を行い、再度交付決定するものとする。この場合、変更前の交付決定は効力を失う。なお、助成事業者が変更前の交付決定に基づき、変更後の交付決定日以前に既に実施した事業にかかる経費については、前条第1項の規定にかかわらず、助成の対象とする。

3 前2項に該当する場合で、助成対象となる事業費の金額が変更となるときは、変更前の助成対象となる事業費の金額を上限とし、変更に応じた減額のみを行い、増額は行わないものとする。

4 助成事業者が、助成対象事業を中止しようとするときは、事業変更（中止）届出書（様式第9号）を作成し、速やかに市長に提出しなければならない。なお、当該届出により交付決定は効力を失う。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、助成事業者が補助金規則第19条第1項各号の一に該当するときのほか、本要綱の規定に従って事業を行っていないと認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す

ことができ、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨の通知書（様式第10号）により、助成事業者に速やかに通知するものとする。この場合において、取り消しにより助成事業者又は施工業者等に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

（事業完了報告等）

第12条 助成事業者は、補助金規則第15条に基づき、助成対象事業の完了後、交付決定日の属する市の会計年度の2月末日までに、次の各号に定める書類を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書（様式第11号）
- (2) 助成対象経費明細書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による事業完了報告書が提出されたときは、助成対象事業の完了内容を審査し、適当と認めるときは、補助金規則第16条に基づき助成金の額を確定するとともに、助成金確定通知書（様式第12号）により、助成事業者に対し速やかに通知するものとする。

- 2 市長は、助成対象事業の完了内容が適当と認められないときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨の通知書（様式第10号）により、助成事業者に対し速やかに通知するものとする。
- 3 市長は、助成事業者に対し第1項の審査に必要な報告を求めることができる。

（助成金の請求・交付）

第14条 前条第1項の通知を受けた助成事業者は、市長の定める日までに請求書（様式第13号）を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求に基づき、助成事業者に対し助成金を交付するものとする。
- 3 助成事業者は、次の各号のすべてに該当する場合は、第1項に規定する請求書の提出を省略することができる。この場合、市長は、助成金の交付額の確定後、速やかに助成金を助成事業者に支払うものとする。
 - (1) 第7条に規定する助成金交付申請書に助成金の振込口座の指定があること。
 - (2) 第12条の事業完了報告時において振込口座に変更がないこと。

（帳簿等の保存期間）

第15条 前条の助成金の交付を受けた助成事業者は、当該助成事業に係る帳簿及び書類を第18条第1項に定める期間中保存しなければならない。

（助成金の返還）

第16条 市長は、第11条もしくは第13条第2項に基づき助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、補助金規則第20条第

1項に基づき、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(成果等の報告)

第17条 市長は、必要があると認めるときは、当該助成対象事業の成果について助成事業者に対し適宜、報告を求めることができるものとする。

2 第4条第1項の事業を行った助成事業者は、第12条第1項の事業完了報告を行った日の属する市の会計年度の翌年度より3年度の間、毎年3月末日までに事業継続状況報告書（様式第14号）により、市長に報告しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 助成事業者は、この要綱の助成金の交付を受けて取得した設備について、補助金規則第24条に基づく市長の承認が無ければ、次の各号に掲げる行為（以下「財産処分」という。）をしてはならない。ただし、取得日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。また、当該年数が10年を超えるときは、10年とする。

(1) 当該設備を助成金の目的以外に使用し、撤去し、譲渡し、又はこれらを交換もしくは貸付の対象とする行為

(2) 当該設備を助成金の交付決定を受けた神戸市内の主たる事業所とは別の所在地にある事業所等に移転又は移設する行為

2 助成事業者は、前項に掲げる承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。市長は、この申請に対し、財産処分等承認通知書（様式第16号）もしくは財産処分等不承認通知書（様式第17号）により、助成事業者へ結果を通知することとし、必要に応じて条件を付することができる。

3 市長は、第1項に掲げる承認をしようとする場合において、交付した助成金のうち財産処分の時から財産処分制限期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した助成金額の範囲内でその利益の全部又は一部を市に納付させることができる。

(施行細則の委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月24日から施行する。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

以下の設備（償却資産として申告されるもの）を取得し自ら所有するもの。

種類	内容（いずれも事業用資産に限る）
機械及び装置	・金属加工設備 ・ベルトコンベア ・自動織機 ・マシニングセンタ ・クレーン など （大型特殊自動車等の車両・運搬具、船舶、航空機などは除く）
測定工具及び検査工具	・光学測定機器 ・周波数測定器 ・分析機器 など
器具及び備品	・業務用冷蔵庫 ・殺菌装置 など
建物附属設備	・荷役用昇降機 ・高圧受変電設備 など

※ 生産・販売活動に直接使用しない空調設備や照明設備等は助成対象外

別表第2（第4条第1項第2号関係）

以下の設備（償却資産として申告されるもの）を取得し自ら所有するもの。

内容（いずれも事業用資産に限る）
自家消費型太陽光発電設備、小型風力発電設備、水力発電設備、バイオマス発電設備及び蓄電池 など（全量自家消費するものに限る。）